

一六 大部分資本家の収益増加である。故に團體交渉権としては、之は實る第二義に置かれる。

第三の非組合員の雇傭に関する協定は、兎も子も主體の承認する處とはならない。と言ふのは非組合員の確權に關し、労働組合の答應権を許したとすれば、彼は峻度之を排除する事のみを協定せんとするたらうからである。而も、その産業又は工場が一組合員のみを以て封鎖されたとすれば、夫れこそ工場主に取つては一種の脅威である。と共に反対に労働者に取つては向よりの勢力である。故に資本家側は之を與へざらんとして獎勵の努力を拂ひ労働者側は之を得んとして獅子奮迅の勢を以て進撃してゐるのである。

以上を以て『團體交渉』は何ぞや。といふ事が大體了解された事と信ずるが、尙ほ最後に『我等に何故に團體交渉をなすの必要あるや』といふ事を簡単に説明して置きたい。

團體交渉の原理

或論者は言ふかも知れない『我等は労資對の自由契約をなものである。團體交渉の必要はない』。然うだ。人間の經濟生活の進歩に従ひ、昔時の奴隸制度は何時しか亡びて、農奴制度が起り、更に十八世紀の終りに至つて自由勞働制度が起つた。即ち労働者は完全なる自由を與へられて、法律上、資本は對等の権利者として取扱はれるに至つたのである。併し法律上勞資は對等となつたとは言ひ説、イザ兩者が向ひ合つて見るミ、それは名許りの對等であつて、實質に於ては不等の甚しきものであるを發見する。

リカードの如き『永き期間に労働者の平均賃銀は労力の生産費に一致す』(賃銀の鐵則)と喝破した。賃銀は謂はゞ佛死しない程度の處まで低下するといふのである。之をいふのも